

●保育の必要性を証明する書類

状 況			書 類 名	父	母
就 労 【月64時間、1日4時間以上必須】	会社員・パート・法人化されている自営業		就労証明書 (産休・育休明け復職予定の場合は、産休・育休取得期間及び復職年月日の記載が必要。入所可能な育休期間を超えている場合は、入所内定時育休短縮可否の欄(可または可(予定))にチェックが必要。)	☐	☐
	法人化していない事業所 (農漁業含む)	自営業主	①就労証明書 ②(ア)～(イ)のいずれかのコピー (ア)確定申告書または市県民税の申告書 (イ)開業届(開業後1年以内) (ウ)営業許可書(開業後1年以内) (エ)収支がわかる帳簿等 (①・②両方必要)	☐	☐
		自営業主以外	①就労証明書 ②(ア)～(カ)のいずれかのコピー (ア)確定申告書(事業専従者であることが確認できるページ) (イ)市県民税の申告書(収入があることがわかるもの) (ウ)源泉徴収票(就労証明書を発行した事業所が発行するもの) (エ)給与明細3か月分 (カ)自営業主の②のいずれか (①・②両方必要)	☐	☐
		内職	①就労証明書、②タイムスケジュール、③支払明細書等稼働していることがわかるもののコピー(3か月分) (①～③すべて必要)	☐	☐
	妊娠・出産		母子健康手帳のコピー(保護者名及び出産予定日がわかるページ) ※認定期間は出産予定月の前後各2か月	☐	☐
疾病・障がい	病気である	病院等の診断書のコピー(家庭内保育が困難である旨記載のもの) ※申込日時点で作成後6か月以内のもの	☐	☐	
	障がいがある	①身体障害者手帳、②精神障害保健福祉手帳、③療育手帳 ④病院等の診断書 (①～④いずれかのコピー)	☐	☐	
病人等の看護・介護をしている		①介護(看護)申立書(タイムスケジュールを記入)、 ②介護・看護状況がわかる診断書または状況がわかるもの(身体障害者手帳等)のコピー (①・②両方必要)	☐	☐	
被災し復旧にあたっている		罹災証明	☐	☐	
求職活動(起業準備含む)		求職申立書 ※認定期間は3か月 (入所後3か月以内に就労証明書等が提出されない場合退所となります)	☐	☐	
就学(職業訓練を含む)		①就学申立書、②在学証明書、③カリキュラム等がわかるもの (①～③すべて必要)	☐	☐	
虐待・DV		保護命令書(接近禁止命令、退去命令)のコピー	☐	☐	